

改正

昭和51年12月28日規則第7号

昭和63年12月26日規則第1号

平成2年3月16日規則第1号

平成4年3月24日規則第2号

平成10年12月14日規則第5号

平成12年3月14日規則第3号

平成13年3月15日規則第6号

平成17年11月30日規則第5号

平成18年12月7日規則第9号

平成23年11月30日規則第1号

平成24年7月10日規則第5号

平成26年3月10日規則第1号

平成26年7月23日規則第4号

相楽中部消防組合火災予防条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び相楽中部消防組合火災予防条例（昭和47年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入検査の証票)

第1条の2 法第4条第2項（法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による証票は、相楽中部消防組合消防公務証に関する規則（平成24年規則第3号）第2条をもってこれに充てる。

(防火管理に関する講習課程修了証の再交付)

第1条の3 消防長が行う令第3条第1項に規定する防火管理に関する講習課程の修了証（以下「修了証」という。）の交付を受けている者は、修了証を紛失し、汚損し、又は破損した場合は、再交付を申請することができる。

2 前項の再交付を受けようとする者は、防火管理に関する講習課程修了証再交付申請書（第1号様式）により、消防長に申請しなければならない。

3 消防長は、前項の申請書を受領したときは、内容を審査し、再交付することをやむを得ないと認めるときは、再交付の修了証（第1号様式の2）を交付するものとする。

（消防計画の届出）

第2条 規則第3条第1項及び規則第51条の8第1項に規定する消防計画届出書は、消防長に2通提出するものとする。

2 消防長は、前項の規定による届出があった場合において、当該計画書が当該届出に係る防火対象物に適応したものであると認めたときは、届出済之証印（第2号様式の1）を押してその1通を返付する。

3 前項の規定により返却された届出書は、当該届出に係る防火対象物において保管し、消防職員の要求があったときは、提示するものとする。

（防火管理者及び防災管理者の選任又は解任の届出）

第3条 規則第3条の2第1項に規定する防火管理者の選任又は解任及び規則第51条の9に規定する防災管理者の選任又は解任の届出書は、消防長に2通提出するものとする。

2 消防長は、前項の規定による届出があった場合において、当該防火管理者の選任又は解任にあつては令第3条第1項から第3項までの規定に、当該防災管理者の選任又は解任にあつては令第47条第1項の規定に適合したものであると認めたときは、届出済之証印（第2号様式の1）を押してその1通を返付する。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により返付された届出書について準用する。

（防火責任者の選任）

第4条 令第1条の2第3項に定める防火対象物の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、令第3条の2の規定による防火管理者の業務を行わせるために必要があるときは、防火管理者の意見を聞き、その補佐として、防火責任者を置くことができる。

（共同防火管理協議事項及び共同防災管理協議事項の届出）

第4条の2 次の各号に掲げる届出は、当該各号に掲げる書面を消防長に2通提出して行うものとする。

（1）法第8条の2第2項の規定による防火管理上必要な業務に関する事項の届出 共同防火管理協議事項届出書（第1号様式の3）

（2）法第36条第1項の規定による防災管理上必要な業務に関する事項の届出 共同防災管理協

議事項届出書（第1号様式の4）

2 消防長は、前項の規定による届出があった場合において、当該事項が当該届出に係る防火対象物に適応したものであると認めるときは、届出済之証印を押してその1通を返付する。

3 第2条第3項の規定は、前項の規定により返付された届出書について準用する。

（防火対象物の点検基準）

第4条の3 規則第4条の2の6第1項第9号に規定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理が条例第3章第1節の規定に適合していること。

（2）火を使用する器具及びその使用に際し、その火災の発生のおそれのある器具の取扱いが条例第3章第2節の規定に適合していること。

（3）火の使用に関する制限等が条例第3章第3節（第24条及び第25条を除く。）の規定に適合していること。

（4）法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及び指定可燃物（条例第33条第1項に規定する指定可燃物をいう。以下同じ。）の貯蔵及び取扱いが条例第4章の規定に適合していること。

（5）前条の規定にかかわらず、法第17条の2の5第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の条例の規定に適合していること。

（6）第5号の規定にかかわらず、法第17条の3第1項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途が変更される前の防火対象物における消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する条例の規定に適合していること。

2 前項の基準に係る法第8条の2の2第1項の規定による点検の結果についての報告は、規則第4条の2の4第3項に規定する報告書により行うものとする。

（自衛消防組織の設置の届出）

第4条の4 規則第4条の2の15第2項に規定する自衛消防組織の設置の届出書は、消防長に2通提出するものとする。

2 消防長は、前項の規定による届出があった場合において、当該自衛消防組織が当該届出に係る防火対象物に適応したものであると認めるときは、届出済之証印を押してその1通を返付する。

3 第2条第3項の規定は、前項の規定により返付された届出書について準用する。

（必要な知識及び技能を有する者の指定）

第4条の5 条例第3条第2項第3号（第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第9条の2第2項において準用する場合を含む。）、第11条第1項第9号（第8条の3、第11条第3項、第12条第2項及び第3項、第13条第2項及び第4項、第14条第2項、第15条第2項並びに第16条第2項において準用する場合を含む。）及び第18条第1項第13号の規定による必要な知識及び技能を有する者の指定は、告示して行うものとする。

（標識及び表示板等）

第5条 条例第8条の3第1項及び同条第3項、第11条第1項第5号、同条第3項、第12条第2項、同条第3項、第13条第2項、同条第4項、第17条第3号、第23条第2項、同条第4項、第28条第6項、第50条第4号、第53条の9第5号の規定による標識、又は表示板は次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各項の右欄に掲げる大きさ及び色によるものとする。

標識又は表示板の区分	大きさ		色	
	幅	長さ	地	文字
燃料電池発電設備、変電設備、発電設備又は蓄電池設備である旨を表示した標識	15センチメートル以上	30センチメートル以上	白	黒
水素ガスを充てんする気球の掲場所の立入を禁止する旨を表示した標識	30センチメートル以上	60センチメートル以上	赤	白
「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識	25センチメートル以上	50センチメートル以上	赤	白
「危険物品持込み禁止」と表示した標識	25センチメートル以上	50センチメートル以上	赤	白
「喫煙所」と表示した標識	30センチメートル以上	10センチメートル以上	白	黒
圧縮アセチレンガスを使用している旨の標識	30センチメートル以上	45センチメートル以上	白	黒
定員を記載した表示板	30センチメートル以上	25センチメートル以上	白	黒
満員札	50センチメートル	25センチメートル	赤	白

	ル以上	ル以上		
禁煙の旨を表示した標識	25センチメートル以上	50センチメートル以上	赤	白

第5条の2 条例第31条の2第2項第1号（第33条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第34条第2項第1号に規定する標識及び掲示板は、次のとおりとする。

- (1) 標識及び掲示板は幅30センチメートル以上、長さ60センチメートル以上の板であること。
- (2) 標識及び掲示板（次号に規定するものを除く。）の色は、地を白色、文字を黒色とすること。
- (3) 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板は、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第18条第1項第4号及び第5号に規定する掲示板の例によるものとする。この場合において指定可燃物（条例第33条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）のうち、可燃性固体類等（条例第33条第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）にあつては同規則第18条第1項第4号ハ、綿花類等（条例第34条に規定するものをいう。）にあつては、同項第4号ロの規定による表示を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第31条の2第2項第1号に規定する標識のうち、移動タンク（条例第31条の2第2項第1号に規定するものをいう。）に設ける標識は、30センチメートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」（可燃性固体類等にあつては、「指定可燃物」）と表示したものとする。

（避雷設備に関する日本工業規格の指定）

第5条の3 条例第16条第1項の規定による日本工業規格の指定は、告示して行うものとする。

（劇場等における喫煙等の禁止場所の指定）

第6条 条例第23条第1項の規定による喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持ち込みを禁止する場所は、告示し、又は当該防火対象物の管理について、権原を有する者に通知して行うものとする。

（例外規定による認定）

第7条 消防長は、令第29条の4第1項及び第32条並びに条例第17条の2、第22条の2、第23条第1項ただし書、同条第6項ただし書、第29条の6、第34条の3、第47条の2及び第53条の3第1項ただし書の規定による認定をしようとするときは、当該認定に係る消防対象物の関係者に資料を提出させ、又は当該消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査して行うものとする。

(防火対象物の使用の届出)

第8条 条例第54条の規定による防火対象物の使用の届出を必要とするものは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 令別表第1(1)項イ、(2)項、(6)項ロ、(16)項イ及び(16の2)項から(18)項までに掲げる防火対象物
- (2) 令別表第1(1)項ロ、(3)項、(4)項、(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ並びに(9)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員が30人以上のもの
- (2)の2 令別表第1(5)項ロ、(9)項ロ、(12)項から(14)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル以上のもの又は収容人員が50人以上のもの
- (3) 令別表第1(7)項、(8)項、(10)項、(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの又は収容人員が50人以上のもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、少量危険物(指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物をいう。以下同じ。)又は指定可燃物を貯蔵し、又は取扱うもの
- (5) 前各号に掲げる防火対象物以外の令別表第1に掲げる建築物で、地階、条例第38条第1項第1号の無窓階又は3階以上の階の床面積が50平方メートル以上のもの

2 前項の届出は、第4号様式の防火対象物使用開始届出書を消防長に2通提出して行うものとする。

3 消防長は、前項の届出書を受理したときは、検査を行い、当該防火対象物が令第2章第3節、規則第2章第2節、条例第4章から第6章の2までに規定する基準、その他法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定で建築物の防火に関するものに適合していると認めるときは、消防検査済之証(第3号様式の1)を押してその1通を返付する。

第9条 削除

(火を使用する設備等の設置の届出)

第10条 条例第55条第1号から第13号までに掲げる火を使用する設備等の設置の届出書は、当該設備等の設置工事に着手する日の5日前までに設置する設備に応じ、次に掲げる届出書を消防署長(以下「署長」という。)に2通提出して行うものとする。

- (1) 炉・厨房設備・温風暖房器・ボイラー・給湯湯沸設備・乾燥設備・サウナ設備・ヒートポンプ冷暖設備・火花を生ずる設備・放電加工機設置届出書(第5号様式の1)
- (2) 燃料電池発電設備・発電設備・変電設備・蓄電池設備設置届出書(第5号様式の2)

(3) ネオン管灯設備設置届出書 (第5号様式の3)

2 署長は、前項の設備等の設置工事が完了したときは、検査を行い条例第3章第1節に規定する基準に適合していると認めたときは、消防検査済之証 (第3号様式の2) を押してその1通を返付する。

第10条の2 条例第29条の3第4項の表に規定する消防長が定める住宅用防災警報器は、住宅における火災の発生を早期に感知し、及び報知する警報器 (1局所の周囲の温度が一定の温度以上になった時に火災が発生した旨の警報を発するものに限る。) とし、技術上の規格は、別に定める基準によるものとする。

(水素ガスを充てんする気球の設置届出)

第11条 条例第55条第14号に掲げる水素ガスを充てんする気球の届出は設置する日の3日前までに、第6号様式の水素ガスを充てんする気球の設置届出書を署長に2通提出して行うものとする。

2 署長は、前項の届出書を受理したときは、条例第17条に規定する基準により内容を審査し、火災予防上支障がないと認めたときは、その1通に第2号様式の2の届出済之証を押印し、必要事項を記入して返付する。

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第12条 条例第56条第1号から第6号までに掲げる火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、第1号に係る届出にあつては実施する日の前日までに、同条第2号、第3号及び第6号に係る届出にあつては実施する日の5日前までに、同条第4号及び第5号に係る届出にあつては実施する日の3日前までに行う行為に応じ、次に掲げる届出書を署長に2通提出して行うものとする。ただし、第1号から5号までに係る届出については、当該届出書の提出に代えて口頭により行うことができる。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書 (第7号様式の1)

(2) 煙火打上げ、仕掛け届出書 (第7号様式の2)

(3) 催物開催届出書 (第7号様式の3)

(4) 水道断滅水届出書 (第7号様式の4)

(5) 道路工事届出書 (第7号様式の5)

(6) 露店等の開設届出書 (第7号様式の6)

2 署長は、前項の届出書を受理したときは、内容を審査の上その1通に届出済之証 (第2号様式の2) を押し、必要事項を記入して返付する。

(指定催しに係る火災予防上必要な業務に関する計画書の提出)

第12条の2 条例第53条の11の火災予防上必要な業務に関する計画については、実施する日の14日前までに、火災予防上必要な業務に関する計画提出書（第7号様式の7）に必要事項を記入し、消防長に2通提出するものとする。

（ずい道工事等に係る災害予防計画の届出）

第13条 条例第56条の2に規定する災害予防計画は、おおむね次の各号に掲げる事項について作成するものとする。

- （1） 災害を予防するための組織に関すること。
- （2） 災害の予防措置に関すること。
- （3） 災害が発生した場合における応急措置に関すること。
- （4） 災害の予防に係る教育及び訓練に関すること。

2 条例第56条の2の規定による災害予防計画の届出は、着工する日の7日前までに災害予防計画を記載した書類に工事の場所、期間、内容、方法及び責任者を記載した工事計画書を添付し、署長に2通提出して行うものとする。

3 署長は、前項の書類を受理したときは、内容を審査し、その1通に第2号様式の2の届出済之証を押印して返付する。

（指定洞道等の届出）

第13条の2 条例第56条の3の規定による指定洞道等の届出は、第7号様式の8の指定洞道等届出書により、消防長に2通提出して行うものとする。

2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、内容を審査し、その1通に第2号様式の1の届出済之証を押印して返付する。

（少量危険物の貯蔵及び取扱いの届出）

第14条 条例第57条第1項前段の規定による少量危険物及び条例別表第8に掲げる数量の5倍以上の指定可燃物（可燃性固体類及び合成樹脂類にあっては、同表に掲げる数量以上）を貯蔵し、又は取り扱おうとするときの届出は、貯蔵し、又は取り扱う場所を設ける日の7日前までに貯蔵、取扱届出書（第8号様式）により消防長に2通提出して行うものとする。

2 条例第57条第1項後段の規定による変更の届出は、変更しようとする日の7日前までに少量危険物等貯蔵・取扱変更届出書（第8号様式の2）により消防長に2通提出して行うものとする。

3 条例第57条第1項後段の規定による、廃止の届出は少量危険物等貯蔵・取扱廃止届出書（第8号様式の3）を提出して行うものとする。

4 消防長は、第1項の届出に係る貯蔵し若しくは取り扱う場所が設けられたとき、又は第2項の

届出に係る貯蔵、若しくは取扱いが変更されたときは、検査を行い、令第2章第3節、規則第2章第2節及び条例第4章に規定する基準に適合していると認めるときは、消防検査済之証（第3号様式の1）を押してその1通を返付する。

（灯油の主たる取扱者の選任又は解任の届出）

第15条 条例第57条第2項の規定による灯油を貯蔵し、又は取扱う場合の主たる取り扱い者の選任又は解任の届出は、第8号様式の4の灯油の主たる取扱者選任、解任届出書により消防長に2通提出して行うものとする。

2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、内容を審査し、その1通に第2号様式の1の届出済之証を押印して返付する。

（核燃料物質等の指定並びに貯蔵及び取扱いの届出）

第16条 条例第58条の規定による核燃料物質等の指定は、告示して行うものとする。

2 条例第58条の規定による核燃料物質等の貯蔵及び取扱いの届出は貯蔵し、及び取り扱う日の7日前までに第9号様式の核燃料物質等貯蔵取扱届出書により消防長に2通提出して行うものとする。

3 消防長は、前項の届出書を受理したときは、内容を審査し、届出済之証（第2号様式の1）を押してその1通を返付する。

（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出）

第16条の2 危険物の規制に関する規則第1条の5に規定する圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出書は、消防長に2通提出するものとする。

2 消防長は、前項の届出書を受理したときは、内容を審査し、その1通に第2号様式の1の届出済之証を押印して返付する。

（文化財等の公開の届出）

第17条 条例第58条の2第1項第4号の用途は、告示するものとする。

2 条例第58条の2第1項の規定による指定美術工芸品等の公開等の届出は、同項第1号から第3号までに係る届出にあつては実施する日の5日前までに、同項第4号に係る届出にあつては実施する日の7日前までに、行う行為に応じ次の各号に掲げる届出書を署長に2通提出して行うものとする。

（1）指定美術工芸品等公開届出書（第10号様式の1）

（2）指定建造物工事等届出書（第10号様式の2）

（3）指定建造物防災施設設置等届出書（第10号様式の3）

(4) 指定建造物等使用、使用廃止届出書(第10号様式の4)

3 署長は、前項の届出書を受理したときは、内容を審査し、届出済之証(第2号様式の2)を押してその1通を返付する。

(タンクの検査)

第18条 条例第59条の規定によるタンクの検査の申し出は、第11号様式の1のタンク検査申請書を消防長に2通提出して行うものとする。

2 消防長は、前項の申請書を受理したときは、検査を行う日時、場所その他必要事項を申請者に通知するものとする。

3 消防長は、検査の結果当該タンクが条例第4章に規定する基準に適合していると認めたときは、当該申請書の1通に第3号様式の1の消防検査済之証を押印して返付するとともに第11号様式の2のタンク検査済証を交付するものとする。

4 前項のタンク検査済証(第11号様式の2)の交付を受けた者は、タンクの見やすい箇所に当該検査済証を取り付けるものとする。

(火災に関する警報)

第19条 法第22条第3項の規定による火災に関する警報(以下「火災警報」という。)に関し、火災の予防上危険であると認める気象の状況は、次の各号の一に掲げるものとする。

(1) 実効湿度55パーセント以下、最低湿度35パーセント以下で風速毎秒7メートル以上、又は7メートル以上となる見込みのとき。

(2) 風速毎秒12メートル以上、又は12メートル以上となる見込みのとき。

2 管理者は、法第22条第3項の規定により発した火災警報を伝達するために、あらかじめ協定して、必要な施設を利用するものとする。

(たき火又は喫煙の制限)

第20条 法第23条の規定によるたき火又は喫煙の制限は、告示して行うものとする。

2 たき火又は喫煙を制限された区域には、第12号様式の制札を掲げるものとする。

(火災等の通報場所)

第21条 法第24条第1項(法第36条において準用する場合を含む。)の規定による管理者の指定する場所は、相楽中部消防組合消防本部及び消防署各出張所並びに京都府警察本部、警察署、警察官交番及び警察官駐在所とする。

(工事整備対象設備等着工届)

第22条 規則第33条の18に規定する工事整備対象設備等着工届出書は工事に着手する日の10日前ま

で、消防長に2通提出するものとする。

2 前項の届出書には、規則第33条の18の規定により次に掲げる設計に関する図書を添付しなければならない。

(1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の工事概要書（第13号様式）

(2) 消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図及び配管図又は配線図

(3) 建築物等の附近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図及び仕上表

3 消防長は、前2項により届出書を受けたときは、内容を審査し、令第2章第3節、規則第2章第2節及び条例第5章に規定する基準並びに危険物の規制に関する政令第3章第4節及び危険物の規制に関する規則第4章に規定する基準に適合していると認めたときは、届出済之証（第2号様式の1。以下同じ。）を押してその1通を返付する。

（消防用設備等の届出及び検査）

第23条 令第35条第1項第3号に規定する消防長が消防機関の検査を受けなければならないものとして指定する防火対象物は、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げるものとする。

2 規則第31条の3の規定により検査を受けようとする防火対象物の関係者（所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）は、当該防火対象物における消防用設備等の設置に係る工事が完了した日から4日以内に、消防用設備等設置届出書を設置に係る消防用設備に関する図書及び消防用設備ごとの消防用設備等試験結果報告書を添えて、消防長に2通提出するものとする。ただし、工事整備対象設備等着工届出書による計画が、設置届出書に係る当該防火対象物の設計に関する図書に変更のない限り、前条第2項に規定する着工届出書の添付図面にかえることができる。

3 消防長は、前項に規定する届出を受けたときは、当該防火対象物の検査を行い、令第2章第3節、規則第2章第2節、条例第5章に規定する技術基準に適合していると認めたときは、届出済之証を押してその1通とともに消防用設備等検査済証を交付する。

（点検及び報告）

第24条 令第36条第2項第2号に規定する消防設備士免状の交付を受けている者又は、総務大臣が認める資格を有する者の点検を受けなければならないものとして指定する防火対象物は、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項から(15)項まで、(16)項口、(17)項及び(18)項に掲げるものとする。

2 防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を行ったときは、規則第31条の6第3項各号に掲

げる防火対象物の区分に従い、同条第4項に基づく消防用設備等点検結果報告書に消防用設備ごとの点検票を添付し、消防長に2通提出しなければならない。

3 消防長は、前項に規定する報告を受けたときは、内容を審査し、届出済之証を押してその1通を返付する。

(消防警戒区域の立入許可の証票)

第25条 規則第48条第1項第7号の規定による消防警戒区域の立入許可の証票は、消防警戒区域立入証(第14号様式)とする。

2 消防警戒区域立入証は、次の各号の一に該当する者で、消防長が必要と認めるものに交付する。

- (1) 官公署に勤務する者
- (2) 保険会社に勤務する者
- (3) その他、消防業務に関係を有する者

3 前項の立入証の交付を受けようとする者は、消防警戒区域立入証交付申請書(第15号様式)を消防長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により消防警戒区域立入証の交付を受けた者は、消防警戒区域に立ち入ろうとするときは、現場の消防吏員、消防団員又は警察官に立入証を提示しなければならない。

(施行の細目)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年12月26日規則第1号)

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月16日規則第1号)

この規則は、平成2年5月23日から施行する。

附 則 (平成4年3月24日規則第2号)

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則 (平成10年12月14日規則第5号)

(施行期日)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年 3 月14日規則第 3 号）

（施行期日）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成13年 3 月15日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成13年 1 月 6 日から適用する。

附 則（平成17年11月30日規則第 5 号）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。ただし第10条の 2 の規定は平成18年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年12月 7 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年11月30日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 7 月10日規則第 5 号）

この規則は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月10日規則第 1 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 7 月23日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式（第 1 条の 3 関係）

第 1 号様式の 2（第 1 条の 3 関係）

第 1 号様式の 3（第 4 条の 2 関係）

第 1 号様式の 4（第 4 条の 2 関係）

第 2 号様式の 1（第 2 条、第 3 条、第13条の 2、第15条、第16条、第16条の 2、第22条—第24条関係）

第 2 号様式の 2（第11条、第12条、第13条、第17条関係）

第 3 号様式の 1（第 8 条、第14条、第18条関係）

第 3 号様式の 2（第10条関係）

第 4 号様式（その 1）（第 8 条関係）

第 4 号様式（その 2）（第 8 条関係）

第5号様式の1 (第10条関係)
第5号様式の2 (第10条関係)
第5号様式の3 (第10条関係)
第6号様式 (第11条関係)
第7号様式の1 (第12条関係)
第7号様式の2 (第12条関係)
第7号様式の3 (第12条関係)
第7号様式の4 (第12条関係)
第7号様式の5 (第12条関係)
第7号様式の6 (第12条関係)
第7号様式の7 (第12条の2関係)
第7号様式の8 (第13条の2関係)
第8号様式 (第14条関係)
第8号様式の2 (第14条関係)
第8号様式の3 (第14条関係)
第8号様式の4 (第15条関係)
第9号様式 (第16条関係)
第10号様式の1 (第17条関係)
第10号様式の2 (第17条関係)
第10号様式の3 (第17条関係)
第10号様式の4 (第17条関係)
第11号様式の1 (第18条関係)
第11号様式の2 (第18条関係)
第12号様式 (第20条関係)
第13号様式 (第22条関係)
第14号様式 (第25条関係)
第15号様式 (第25条関係)